

## 1. 平成28年第5回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成28年12月1日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議選挙第5号 岐阜県後期高齢者広域連合議会議員の選挙について
- 日程4 議案第148号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程5 議案第149号 郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて
- 日程6 議案第150号 郡上市農業委員会委員の任命同意について
- 日程7 議案第151号 負担付き寄附の受納について
- 日程8 議案第152号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第153号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第154号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第155号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第156号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第157号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第158号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程15 議案第159号 郡上市清流長良川等保全条例の制定について
- 日程16 議案第160号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第161号 平成28年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程18 議案第162号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程19 議案第163号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程20 議案第164号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程21 議案第165号 平成28年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程22 議案第166号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程23 議案第167号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第2号）について

- 日程24 議案第168号 平成28年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程25 議案第169号 平成28年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程26 議案第170号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について
- 日程27 議案第171号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程28 議案第172号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程29 議案第173号 郡上市ひるがの高原多目的広場ほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程30 議案第174号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
- 日程31 議案第175号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について
- 日程32 議案第176号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定について
- 日程33 議案第177号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について
- 日程34 議案第178号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程35 議案第179号 郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について
- 日程36 議案第180号 郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設の指定管理者の指定について
- 日程37 議案第181号 すみれ作業所及びびぼらの家の指定管理者の指定について
- 日程38 議案第182号 工事請負変更契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第1期））
- 日程39 議案第183号 財産の取得について
- 日程40 議案第14号 議員派遣について
- 日程41 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程42 議報告第8号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程43 議報告第9号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 三島一貴

2番 森藤文男

3番	原 喜与美	4番	野 田 勝 彦
5番	山 川 直 保	6番	田 中 康 久
7番	森 喜 人	8番	田 代 はつ江
9番	兼 山 悌 孝	10番	山 田 忠 平
11番	古 川 文 雄	12番	清 水 正 照
13番	上 田 謙 市	14番	武 藤 忠 樹
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	石 田 誠	理事兼総務部長	田 中 義 久
市長公室長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽田野 博 徳
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	福 手 均
建 設 部 長	古 川 甲子夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	乾 松 幸
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事務局長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長 岡 文 男	議会事務局 議会総務課 課長補佐	加 藤 光 俊
議会事務局 議会総務課主査	武 藤 淳		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員の皆様方には大変御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより平成28年第5回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、14番 武藤忠樹君、15番 尾村忠雄君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（渡辺友三君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る11月24日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日12月1日から12月16日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月1日から12月16日までの16日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

---

### ◎市長挨拶

○議長（渡辺友三君） それでは、ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成28年第5回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

早いものできょうから師走、本年も残すところ1カ月となりました。

本日、平成28年第5回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御健勝にて御参集をいただき、まことにありがとうございます。

提案説明に入ります前に、この秋の市政の動きなどにつきまして、3点にわたって報告をさせていただきます。

まず1点目は、「内ヶ谷ダム」本体工事の着工についてであります。

大和町内ヶ谷地内において、県の事業として進められております内ヶ谷ダムの本体工事起工式が、去る9月28日に行われました。

この内ヶ谷ダムは、長良川の洪水対策や亀尾島川の流水の正常な機能維持を目的とした重力式コンクリートダムで、堤長、すなわち堤体の一番上部の部分の長さが270.0メートル、またダムの高さは84.2メートル、総貯水量は1,150万立方メートルであります。

これまで長年にわたってダム建設現場への道路の工事などが進められてきましたが、それらがおおむね完了し、いよいよ本体工事に取りかかっていたものであります。内ヶ谷ダムに係る総事業費は、これまでの道路工事等の費用も含めて約420億円で、2023年度（平成35年度）の事業完了が予定をされております。

起工式では、平成16年の台風による長良川の洪水で被害を受けた美並町の吉田小学校の児童たちから、式に出席された古田知事に対し、本体工事着工に対する感謝の手紙が手渡されました。ようやく始まりましたダムの本体工事が一日も早く完成するよう、これからも関係機関に働きかけてまいります。

2点目は、市の歴史資料や文化財の収蔵施設整備事業についてであります。

去る10月25日、八幡町中坪の旧市役所中坪庁舎跡地に建設をいたします（仮称）郡上市歴史資料・文化財収蔵施設の起工式を行いました。

この施設は、鉄筋コンクリートづくり2階及び地下1階建てのエントランス棟部分と、それから木造2階建ての収蔵棟と展示棟の全部で3つの部分から構成をされており、延べ床面積の合計は1,388.41平方メートルであります。総事業費は約7億3,600万円で、平成30年3月の完成を予定しております。

近年、生活様式の変化や世代の交代、転居などによりまして代々伝えられてきた貴重な歴史資料が失われることや、担い手不足等により伝統的な技術や文化が継承されずに消失してしまうことが危惧をされております。

そのような中で、市内の歴史研究や文化財保護にかかわる皆様方から、資料の収蔵・保存や調査研究を行うことができる施設建設についての強い御要望を頂戴し、関係団体の皆様からの御意見、学識経験者からの御指導を受け、また先進地視察なども経ながら、本施設の基本計画を策定してま

いりました。

この施設には、近世以前の古文書や近代以降の行政文書に加え、古い写真や映像、郡上の歴史や特色のある文化を伝えるさまざまな文物の収蔵を想定しております。

また、この施設の重要な機能の一つといたしましては、資料などの「収蔵」に加えまして、その価値を明らかにし、将来の歴史文化の発展に寄与する「調査研究・活用」の機能が上げられます。

収蔵資料の内容の解説と調査研究等により、新たな郷土の歴史文化の事実や価値の解明・発見につなげてまいりたいと存じます。そして、調査報告書などの刊行や講座などの実施に努め、市民の皆様への歴史文化への興味・関心を高めるとともに、地域振興の素材としての活用も図ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目ですが、「全国農業担い手サミット in ぎふ」開催に伴う皇太子・同妃両殿下の御来訪についてであります。

去る11月10日、11日に開催をされました「第19回全国農業担い手サミット in ぎふ」式典行事への御臨席にあわせ、前日の9日には、皇太子殿下御夫妻が郡上市へおいでくださいました。

郡上八幡旧庁舎記念館付近の「レストラン雀の庵」で古田知事から県政概要の御説明を受けられ、御昼食の後、「いがわ小径」と「郡上本染」の渡辺染物店を御視察されました。

国道156号や市街地の外周に設けられた40カ所の奉送迎場所や旧庁舎記念館付近の市街地に設けられた14カ所の奉送迎場所では、平日にもかかわらず多くの市民の皆様にも両殿下へのお出迎え・お見送りをいただきました。市議会の皆様にもそろってお出迎えをしていただきました。

両殿下におかれましては、御熱心に御視察を賜り、また、奉送迎場所では小学生や高齢者を初め、市民の皆さんへのお手振りやお声かけをいただくなど、郡上市にとっては大変意義深い記念すべき御訪問の機会となりました。

なお、この農業担い手サミットのプログラムの一つとして、10日の夜には「郡上地域交流会」がホテル郡上八幡で開催され、県外と市内の農業関係者約200人が、「世界農業遺産『清流長良川の鮎』を育む郡上の暮らしと農業」をテーマに情報交換が行われました。

また、翌日の11日には、現地研修会が行われ、県外の農業関係者の皆さんが3つのコースに分かれ、市内の農業関係施設等を御視察をいただきました。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、議案第148号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

委員1人の任期が平成29年3月31日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第149号は、郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてであります。

農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を、本則で定める「過半数」から「4分の1以上」に引き下げることにについて議会の同意を求めるものであります。

議案第150号は、郡上市農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により、推薦または応募のあった候補者19人を新たな農業委員として任命することについて、同法第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第151号は、負担付き寄附の受納についてであります。

奥濃飛白山観光株式会社から、負担付きの寄附による不動産（郡上八幡ホテル積翠園の建物）を受納することにつき、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、条例の制定及び一部改正関係であります。全部で9件あります。

まず、議案第152号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

平成28年人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に倣い、市議会議員の期末手当に係る年間支給月数を0.1月分引き上げようとするものであります。

議案第153号は、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

前議案と同じく人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の一部改正に倣い、常勤の特別職職員の期末手当に係る年間支給月数を0.1月分引き上げようとするものであります。

議案第154号は、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

これも人事院勧告に基づく給与の改正に倣い、職員の給与の適正化を図るため、本俸である給料表の改定及び勤勉手当の引き上げ（0.1月分）等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第155号は、郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

防災行政無線設備工事の施工に伴い、増設、移設、撤去または名称変更する屋外子局に係る規定を改めようとするものであります。

議案第156号は、郡上市税条例等の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正等に伴い、軽自動車税の「グリーン化特例」による軽減課税を1年間延長するとともに、個人住民税の「医療費控除の特例」に係る規定の整備や、固定資産税の「わがまち特

例」に係る課税の軽減割合を定めるなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第157号は、郡上市市有住宅管理条例の一部改正についてであります。

市有住宅として国等から取得済みまたは取得見込みである吉田第2住宅及び那留住宅の2つの住宅に係る名称、位置、入居資格、家賃の額等を加えるなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第158号は、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案第151号で申しましたように、奥濃飛白山観光株式会社から寄附の申し出のあった「郡上八幡ホテル積翠園」の建物の寄附を受けることに伴い、当該建物を市の「公の施設」として設置、管理することにつき、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第159号は、郡上市清流長良川等保全条例の制定についてであります。

昨年12月に、清流長良川の鮎が世界農業遺産として認定されたことを一つの契機として、清流長良川を初めとする市内の河川を保全し、その清流を次世代に継承するための基本理念、市や市民等及び事業者の責務など、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第160号は、郡上市介護保険条例の一部改正についてであります。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例を加えようとするものであります。

続きまして、議案第161号から議案第169号までは、平成28年度郡上市一般会計を初め、全部で9会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明いたします。

まず歳出では、市の土地開発基金が所有する土地を、工場敷地の緑地帯として使用する民間事業所に払い下げるため、及び市が道路用地として使用するための買い戻し、つまり基金から一般会計に買い取ることを言っておりますけれども、その買い戻しに2,425万円、県営基幹農道整備事業で進められている高鷲北部農道が、今般、県の9月補正予算により、ふるさと農道整備事業として事業採択の上、所要の予算が追加補正されたことによる市負担金の増額により766万6,000円、企業誘致を促進するための既存の農村地域工業等導入実施計画の区域拡張に係る測量及び設計業務等に2,276万7,000円、沿道林修景整備事業として県補助金の交付決定を受けた県管理道路沿いの民有地樹木伐採事業に800万円、県道路新設改良事業に係る事業量の増加に伴う市負担金の増額により1,000万円、電線類無電柱化整備事業に充てる社会資本整備総合交付金の追加交付内示を受けての事業量の増加により1億2,502万5,000円など、これらについて、それぞれ増額補正しようとするものであります。

また、去る4月3日に執行をいたしました郡上市長選挙及び郡上市議会議員選挙の事業費の確定



により749万6,000円、人事院勧告に基づく職員給与等の見直し及び職員の異動等に伴う職員給与費等の所要額の調整による241万3,000円などについては、それぞれ減額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、都市計画費国庫補助金997万1,000円、道路橋梁費県補助金400万円、県営基幹農道整備事業や県営道路改良事業に係る負担金の増加等に伴う財源手当としての合併特例債1億2,290万円のほか、森林整備地域活動支援県交付金431万5,000円、前年度繰越金5,433万8,000円などをそれぞれ増額補正しようとするものであります。

以上、歳入歳出それぞれ増加要因、減少要因等を総合いたしましたところ、歳入歳出それぞれ2億332万1,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、国民健康保険特別会計を初めとする6つの特別会計及び水道事業会計、病院事業会計の2つの企業会計では、人事院勧告に基づく職員給与等の見直し及び職員の異動等に伴う人件費所要額の調整や委託料、賃金など物件費等の増減等を主な要因とする補正をそれぞれお願いするものであります。

次に、議案第170号から議案第181号までの12件は、市が設置する公の施設のうち、郡上八幡旧庁舎記念館を初め32施設に係る指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、この中の議案第176号は、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者として、3年3カ月の指定期間をもって奥濃飛白山観光株式会社を指定しようとするものであります。

他は全て現行の指定管理者を引き続き指定しようとするものであり、継続分については、指定期間は5年間といたしております。

議案第182号は、郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第1期）に係る工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第183号は、高齢者、障がい者、母子世帯、あるいはUターン・Iターン者などの住宅需要に応え、生活の安定と福祉の向上に資するため、現在は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構となっておりますが、旧来の雇用促進事業団でございますけれども、こちらから白鳥町那留にある財産（いわゆる那留の雇用促進住宅の土地及び建物）を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号及び郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従いそれぞれ担当部長等から説明をいたしますの

で、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。  
平成28年12月1日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。

---

#### ◎議選挙第5号について

○議長（渡辺友三君） それでは、日程3、議選挙第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名については、私、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、同広域連合規約第8条第1項の規定に基づき選挙する議員に、市長の日置敏明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました日置敏明君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、日置敏明君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました日置敏明君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### ◎議案第148号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程4、議案第148号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第148号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

ここにお名前前の記載をさせていただいておるとおりでございます、住所は、郡上市高鷲町大鷲2366番地、林吉男さんでございます。

人権擁護委員は、申し上げるまでもなく、広く市民の皆さんが人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、あるいは法務局、地方等の人権相談所や市役所などの公共施設等において、地域の皆さんから人権相談を受ける、また時によりましては、人権侵害の救済にも関与される職でございます。法務大臣からの委嘱という委員でございます。

林吉男さんにつきましては、既に1期お務めでございます、今般、林吉男さんが任期満了ということでございます、引き続き2期目をお願いをしたいというふうに考えております。

林吉男さんの略歴でございます。長く建設会社に勤務されてたわけでございますが、その間、消防団、高鷲村消防団におかれましては、消防団副団長、多年団員としての御尽力でございます。

また、平成7年から平成16年までは高鷲村議会議員、さらには平成21年から26年に至るまで岐阜県スキー連盟の副理事長、あるいはこの間、自治会連合会の高鷲支部長、また、高鷲町身体障害者福祉協議会の会長などもお務めでございます。

1期目は、平成26年から今年度いっぱい3年ということでございます。

御本人につきましては、人権活動に熱意を持って取り組んでおられまして、社会貢献に対するその仕事、この業務につきまして大変意欲的で、地域住民の皆さんからの信頼も厚い方でございます。

推薦をしようとするものでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第148号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第148号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第148号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第148号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議案第149号・議案第150号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程5、議案第149号 郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについてと日程6、議案第150号 郡上市農業委員会委員の任命同意についての2議案は関連しますので、2議案を一括議題といたしたいと思います。

順次説明を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、議案第149号、議案第150号あわせて御説明申し上げます。

初めに、議案第149号 郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて。

農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求める。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、議会の同意を得た上で、郡上市農業委員会委員の占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を過半数から引き下げ、4分の1以上としたいためでございます。

続きまして、議案第150号 郡上市農業委員会委員の任命同意について。

郡上市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則の規定により、議会の同意を求める。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

次の同意を求める委員は、住所、氏名、生年月日、備考の順で提案申し上げますので、よろしくお願ひします。

郡上市八幡町小野121番地、小林豊人、昭和23年1月11日。

郡上市八幡町相生3215番地、小林茂樹、昭和27年1月28日。

郡上市八幡町相生1875番地、井上一郎、昭和17年4月5日。この方は認定農業者の方でございます。

郡上市大和町剣1424番地、河合敬、昭和16年4月11日。

郡上市大和町大間見803番地1、池田源則、昭和32年4月21日、認定農業者でございます。

郡上市白鳥町為真201番地273、山本吉治、昭和24年1月7日。

郡上市白鳥町大島413番地1、猪島武男、昭和20年10月10日。

郡上市白鳥町那留576番地、荒井悟、昭和23年5月26日。

郡上市白鳥町二日町1350番地、西村富江、昭和29年7月5日。この方は親族が認定農業者でございますので、認定農業者等に準ずるものでございます。

郡上市高鷲町大鷲221番地1、日置光政、昭和21年4月19日。

郡上市高鷲町鮎立36番地、蓑島誠一、昭和27年4月24日。認定農業者でございます。

郡上市美並町白山11番地4、牛丸寛司、昭和29年1月4日。

郡上市美並町高砂469番地1、古川昭二、昭和28年4月1日。

郡上市明宝畑佐545番地、岩田英男、昭和22年3月10日。認定農業者でございます。

郡上市明宝寒水746番地、和田明美、昭和39年7月22日。認定農業者でございます。

郡上市和良町三庫1609番地、岩出明喜、昭和26年6月1日。認定農業者でございます。

郡上市和良町方須712番地3、川尻卓志、昭和51年5月12日。認定農業者でございます。

郡上市八幡町島谷65番地1、松田幸子、昭和30年9月15日。この方は非農業者でございます。

郡上市大和町島3591番地、奥田英次、昭和22年4月25日。以上、19人でございます。

それでは、2議案につきましての任命同意の提案理由でございますが、農業委員会に関する法律の改正が昨年9月4日に公布されまして、ことし4月1日から施行されております。これまでの制度と大きな改正点としては、1つ目は、農業委員会の委員の選出方法が公選制から議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更されたこと、もう1点につきましては、農業委員会の中に農地利用最適化推進委員が新設されたことでございます。

郡上市としては、この法律の改正を受けまして、ことし3月議会におきまして、郡上市農業委員会の委員等の定数を定める条例を議決いただきました。

農業委員及び農地利用最適化推進委員それぞれ19人というふうな定数で規定していただきました。この条例につきましては、ことし4月1日から施行しておりますが、経過措置といたしまして、現に在任する農業委員28名でございますが、その方の任期満了までは現員が在任するとして規定されております。

任期のほうですが、来年の2月末日ということになっておりますので、市では来年3月1日からの任期3年という新委員につきまして、各振興事務所を通じまして自治会長会や農事改良組合長会に候補者の推薦を依頼をするとともに、一般公募を受け付けておりました。

募集期限が10月31日ということでしたが、定数の19人の農業委員の候補者の推薦がござ

いましたので、これらの方いずれも農業に関し識見を有して、職務を適切に行うことができるものとみたものでありますことから、この候補者全員を農業委員に任命することについて、議案第150号において議会の同意を求めるものでございます。

また、改正された農業委員会等に関する法律では、地域の農業をリードする若手の担い手が農業委員に就任するために原則として農業委員が委員の過半を占めることというふうに規定しておりますが、その一方で、これによりがたい場合は、議会の同意を得て認定農業者等が4分の1以上とすることができる等の例外規定を設けております。

今回の公募では、推薦による農業委員候補者19人のうち、認定農業者は過半の10人には達しませんでした。7人は確保されておりますし、ほかの人につきましても、職務を適正に遂行できる人であるために、例外的に4分の1とすることについて議案第149号につきましても、議会の同意を求めるものでございます。

以上、2議案につきましても、よろしく御審議いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第149号 郡上市農業委員会委員に占める認定農業者等又これらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて。

お諮りをいたします。議案第149号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第149号は、委員会付託を省略することと決定をいたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第149号について、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第149号は、原案のとおり同意することに決定をいたします。

議案第150号 郡上市農業委員会委員の任命同意について。

お諮りをいたします。議案第150号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第150号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。議案第150号について、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第150号は、原案のとおり同意することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第151号(提案説明)

○議長(渡辺友三君) 日程7、議案第151号 負担付き寄附の受納についてを議題といたします。説明を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長(福手 均君) それでは、御説明申し上げます。

議案第151号 負担付き寄附の受納について。

次のとおり、負担付き寄附を受納したいので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求めます。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

1、寄附財産の内訳、建物、名称、郡上八幡ホテル積翠園、所在地、郡上市八幡町柳町字一の平511番地2ほか3筆、構造、鉄筋コンクリート造、鋼板ぶき2階建て、延べ床面積2,935.05平方メートル、2、寄附者、郡上市八幡町柳町551番2、奥濃飛白山観光株式会社、3、寄附の条件、当該施設を市へ無償譲渡した後は、同施設の最初の期間の指定期間管理者に奥濃飛白山観光株式会社を指定することとございます。

続きまして、添付の資料を1枚つけております。寄附財産の概要でございますけども、上から4行目は先ほど読み上げました。施設設備につきましては、客室(洋室、和室)、会議室、風呂、トイレ、厨房、喫茶、事務室でございます。また、建設年度は、平成10年4月の1日でございます。敷地面積は1万4,754.37平米、敷地の所有者は、市有地、郡上市でございます。その下には、位置図、また、現況写真等をつけておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(渡辺友三君) 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

◎議案第152号から議案第160号についてまで（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程8、議案第152号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程16、議案第160号 郡上市介護保険条例の一部改正する条例についてまでの9議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 議案第152号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、平成28年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、市議会議員の期末手当について、一般職の職員の例に準じて所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚めくっていきますと本文がございまして、新旧対照表がございまして、そのほかの資料としてつけておりますので、資料に基づいて説明させていただきます。

2、改正内容でございますけど、期末手当の年間支給月数を0.1月引き上げるものでございます。6月期につきましては、1.975月を2.025月に、12月期につきましては、2.125月を2.157月に、合計では4.1月を4.2月にするものでございます。

なお、附則におきまして、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間におきましては、6月期は1.975月、12月期を2.225月とする規定も定めております。

施行日につきましては、公布の日から施行し、28年4月1日から適用するというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第153号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、先ほどの議会議員のものと同様でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

同じくめくっていただきますと本文がございまして、新旧対照表もございまして、同じく資料がございまして、資料で説明させていただきたいと思ひます。

2番の改正内容でございますけど、先ほどの議会議員と同様でございますので、期末手当の年間支



給額を0.1月引き上げるというものでございます。6月期につきましては、2.025月に、12月期につきましては、2.175月にしまして、トータルとしまして、4.2月ということになります。

附則におきまして、28年度分につきましては、6月期を1.975月、12月期を2.225月とするというところも定めております。

施行日につきましては、公布の日からとし、適用は平成28年4月1日からということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第154号でございます。郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、平成28年人事院勧告に基づき職員の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと本文がございまして、さらにめくっていただきますと、新旧対照表がございまして。さらに、別旨としまして、資料をおつけしてありますので、この資料と新旧対照表に基づいて説明させていただきたいと思ひます。

2のところの改正内容でございます。まず、1条関係でございます。新旧対照表は1ページでございます。1番としまして、これは、13条の関係でございますけど、初任給調整手当の改正ということで、医療職職員の給与表を改正というものでございまして、最初の項目につきましては、医療職給与表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職というところでございまして、41万3,300円を41万3,800円と500円の差額を上げるものでございます。

続きましては、医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難であると認められるものにつきましては、5万500円を5万600円と100円上げるものでございます。これが、13条のものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページにございますけど、期末勤勉手当の改正ということになりまして、これにつきましても、期末勤勉手当の支給率を4.2月から4.3月に引き上げるものというものでございます。これにつきまして、下の表がございまして、一般職の給与の場合というところの上段の28年度のところを見させていただきたいと思ひますけど、その欄におきまして、勤勉手当の12月期が0.9月となっております。現行の0.8から0.1月上がっておるというものでございます。

その下の29年度と書いてありますのは、2条で、来年度以降の改正でございますので、後ほどの新旧対照表に出てきてますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、その下の欄でございますけど、これは、特定管理職職員の場合の給料月支給額ということで、課長級以上のものでございまして、これにつきましても、勤勉手当の12月期が1.1月と

なりまして、0.1月上がっておるものでございます。

次の29年度以降は、2条の関係でございます。

裏面にいきまして、再任用職員の場合の支給というものでございますけど、これにつきましても、28年度の勤勉手当の12月期につきまして0.425月となりまして、0.05月引き上げるというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、4ページ、附則のところがありますけど、附則の15になりまして、裏面にありますけど、これ100分の20というところに100分の15となって改正しておりますけど、この案件につきましては、今回の改正とは関係ございませんで、今までの表記が本来15であったものが、また、20というふうに残っておりますので、今回あわせて訂正させていただきますことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、附則の18、これにつきましては、減額調整というものがございまして、今回支給率が変わりましたので、減額調整の率が変わるということで、それに伴う改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、給与表の改定でございますけど、改定率につきましては、給与表を400円の引き上げを基本に改定しておるものでございます。また、初任給につきましては、若年層を中心ということでございますので、1,500円を上げるというものの改正でございます、その給与表で6ページは一般職の一般行政職の給与表の改定でございます。

めくっていただきまして、11ページになりますと、これは、医療職給与表1のものでございます。

それから、めくっていただきまして、16ページになりますと、医療職給与表の2についての給与表の改定の給与表でございます。

続きまして、めくっていただきまして、21ページ、これは、医療職給与表3でございます。これは、看護師、助産師等のものでございますけど——に対する給与表の改定というものの新旧対照表でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上が1条関係ということになりまして、これにつきましては、施行の日から公布し、適用は28年4月1日からということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2条でございます。これにつきましては、まず、扶養手当の変更がございます。資料のほうにつきましては、(2)のところでございます。主な内容につきましては、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減ずるということで、現在1万3,000円になっておりますのが、平成30年度までには6,500円にするもの、それから、子どもに係るものにつきましては、現在6,500円となっておりますのを1万円にするという、段階的に上げるというものの改定でございます。

改定の内容につきましては、ここにありましたように、28、29、30年と3カ年かけて改正するという改定が内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

新旧対照表でいきますと、ここの24条の2の2項の3号のところ、孫に関するところが新たに設けられております。といいますのは、前回まで、子どもと孫が同じ号数で規定されておりましたけど、今回、子どもだけが引き上がるということで、孫の分を新たに条立てしたというものでございます。

4号につきましては、号ずれに関するものというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3号につきましては、額の修正というものになってます。

また、今回、ここに資料には書いてございませぬけど、配偶者がいない場合についての特例ということで、そのうち1人については、1万1,000円とするという規定がございませぬけど、今回この規定に基づきまして、この欄は廃止されてましたので、その分についての特例もこの条項でなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

15条につきましては、これにつきましては、扶養の届け出でございませぬけど、ここにつきましては、ただいまありました配偶者がいなくなったとき、そういったところの特例がなくなったものに対するあわせて改正でございませぬ。15条の2項につきましても同じく、これにつきましては、文言の統一といいますか、今回の改正に伴いまして、文言を統一するというところの統一でございませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、新旧対照表の15条の3項でございませぬけど、これにつきましては、今回の改正に伴いまして、各号立てをしたというものでございませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。32ページに1号から3号までの号立てした内容が書いてございませぬ。

これから、勤勉手当でございませぬけど、これは、29年度からは、勤勉手当が先ほどの資料の1ページのほうに戻っていただきますと、勤勉手当につきましては、29年度からは6月期が0.85、12月期が0.85というふうになりますし、特定管理職につきましては、6月期が1.05、1.05となります。それから、再任用職員につきましては0.4月から0.4月というふうと同額の率で支給されるということに対する支給の額の調整をするものでございませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせまして、附則等につきましても、先ほど申しましたような減額調整のことが書いてございませぬので、それに関するものの調整ということの規定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、この2条につきましては、平成29年4月1日からの施行ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございませぬ。

○議長（渡辺友三君） 続いて、理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第155号をお願いいたします。郡上市防災行政無

線の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてということで、郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、現在行っております防災行政無線設備の整備工事に伴いまして、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

現在、3カ年にわたる整備工事ということで、防災行政無線の整備工事業を行っておりますが、平成28年度におきましては、デジタル再送信局の整備、それから、屋外拡声子局の整備、また、親局の設備を更新するというものでございまして、6月に議会におかれましては、この整備工事につきましての議会の議決をいただいて、現在進めているところでございます。

今回の条例につきましては、ただいまのこの工事に関係しまして、屋外の拡声子局、パンザマスト、その位置を精密に電波調査の結果を見ながら位置を変更したり、増設をしたりというふうな作業を今行うわけでありまして、当初計画、そして、実際にこの工事を請けた富士通ゼネラルにおきまして、精密な実地検査をした結果、設置箇所が固まったと、こういうことでございますので、それに基づいて、今般の条例改正を行うものでございます。

本日、けさ、資料をお手元にお配りをさせていただきました。A3の横長のものですが、この屋外子局、屋外受信装置の変更状況につきまして、地域別に一覧ができるものをお配りをしておりますので、こちらをごらんをいただきながら、御説明させていただきます。

それでは、表紙めくっていただきますと、条例の改正本文になるわけですが、今回別表第2条関係を全面的に改定をさせていただきます。全てをかえるわけではございませんが、250本あります、現在の局数、柱につきまして、合計で59カ所変更がございまして、最終的に274本の柱にするわけでございます。そういうことで、全面改定をさせていただきます。

この別表をおめくりいただきますと、基地局から始まりまして区部、2枚目のところに屋外受信装置というものがございまして、実際、今回の変更、柱、パンザマストの変更はこの部分でございまして、具体的には、ここの中ほどにあります瀬取1区、瀬取2区、このところが、これまでは瀬取1区であったものを、調査によりまして2本にするというふうなことで、ずっとこれが変更を、このあたりからかけていくものでございます。ここに表が出ておるものは変更後の設置箇所でございます。ずっとおめくりをいただいておりますと、全体では、274本に整備をするわけでございます、ずっと設置すべき場所というものを表示をさせていただきます。

この別表の最後のところの和良町方須ですけれども、ここまでのところでの変更ということでございまして、2の移動系のところにつきましては、これは変更がございません。先ほどの瀬取からこの和良町方須のところ、別表で書いてありますような内訳で、従前の局数から変更後の局数ということで変更してまいります。

それで、後ほどに工事の請負契約の一部変更につきまして御審議をいただくわけですが、このA3の表の左側が6月に議決をいただきました変更の工事を内訳でありまして、その後の精査によりまして、右側にあります6月変更後からのこの増減というところで、今回12月の変更という微調整がございます。そして、最終的に網掛けがしてあります右側のところの変更後の局数というものに至るわけでございます。これが最終形でございます。

それで、新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。屋外受信装置の中で、瀬取につきまして1本ふやします。河鹿につきましても1本ふやす、穀見につきましてはこれ名称変更、一部設置箇所の変更でございます。東安久田につきましても1本ふやす、それから、東乙原につきましては、名津佐に1本追加します。亀尾島は1本でありましたが3本にする。それから、寺本も久造の部分で、これ那比に入りますけれども1本をふやすというものでございます。鬼谷につきましても1本ふやす、貢間も1本ふやすと、洲河も1本ふやささせていただきます。野々倉につきましては、これ大峠は1本減らすわけですけど、野々倉の地内で変更をかけるというものでございます。小那比西部は1本でありましたのが2本にするというものでございます。

おめぐりいただきまして、大和でございますが、こちらは、古道の栃洞を1本ふやすということでございます。それから、小間見の大ヶ原ですね。小間見は2本とも位置を変更しまして、名称も変更ということになります。落部につきましては、中坪というところで1本増設をすると、それから、白鳥町でございますが、大島稻荷神社のところを1本、中津屋でふやしまして、坪ノ口増でございます。野添、こちら六ノ里の三ヶ村ですか、ここを1本増です。それから、高鷲町におきましては、上野、下上野で1本増です。美並町におきましても、これ根村のところを釜ヶ滝に1本増と、大矢でも1本増ということでございます。大矢元につきましては、上荏安、これ1は少し移設することございまして、名称も変えるということです。それから、上荏安2というふうに言っておりますが、ここ大矢元、上荏安の2につきましては変わりませんが、大矢元も変わりませんが、羽佐古に1本増をして補正をかけるというものでございます。明宝につきましては、大谷の1本でありましたが、寒水の石佛に1本増というものです。寒水、井口、これに1本増、見座、ここに1本増設します。奥住につきましても、大村という名称で1本増設でございます。明山につきましては、移設をしまして、名称を変更、小川につきましては、畑佐三原で1本増でございます。それから、小川峠は、少し微調整、位置が変わります。それから、和良町鹿倉につきましても、位置が少し変わるというものでございます。あと宮代、こちら位置が少し変わりまして、名称も変更ということでございます。野尻は、1本増設でございます。それから、田平につきましては、これは、ほんの少しですけど移設がございます。あと、下洞につきましては、今1本ですが、真那洞と上土京の根本ということで、こちらを3本の体制にするというものでございます。

あと、下土京につきましては、今2本ありますものを1本にできるということでございます。安

郷野につきましては、場所が少し移動するものでございます。方須につきましては、2本現在ありますが、1本でいけると、こういうことでございます。

こうした新旧対照をごらんいただいたような変更をもちまして、先ほど申しましたように、現在250本の柱を274本にかけかえていくということとなります。

以上、本条例につきましての改正につきまして御説明させていただきました。

続きまして、議案第156号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について。

郡上市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。地方税法の一部改正等に伴い所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、改正する条例本文がでございます。大きく第1条と、おめくりをいただいてずっと最後の5枚目になりますか、第2条、それから、それ以降の附則というふうな構成になります。

非常に細かな文言が並んでおりますので、ちょっとわかりにくいわけではありますが、第1条でいきますと、第19条というのがございます。それから、中ほどに第43条というのがございます。そして、1枚おめくりいただきますと、中ほどに第48条というのがございます。それから、2枚目の中ほどに第50条という文言がございますが、ここまでの4つの項目につきましては、添付させていただいております資料をちょっとごらんいただきたいと思いますけれども、改正の概要のところの第1条の改正の1から4までです。ここまでのところが、今申し上げたところに該当するわけでありまして、これ実は修正申告等における延滞金の計算の変更があったということでありまして、資料をおめくりをいただきたいと思いますと思うんですけど、1枚おめくりいただきまして、2枚目の表に、中ほどに図を入れた計算イメージというふうにして図を入れたものがございますけれども、こちらです。今回の改正内容につきましては、地方税法第326条、これは、納期限後に納付し、または納入する市町村税に係る延滞金の改正を受けたということで、個人住民税、法人市民税に係る延滞金について、一度減額更正を行ったその後に、さらに今度は増額の更正または増額の修正申告を行った場合には、増額更正または増額修正申告までの期間を、延滞金の計算期間から除くこととする規定を今回整備するものでございます。

ちょっとわかりにくいんですけど、真ん中にあるイメージを見ていただきますと、一旦減額更正申告をして税額が減ります。そして、修正がございまして、今回また増額というふうな、減多にならないケースでありますけど、こうした場合に、これまでですと、増額税額に対する延滞税というのは、この真ん中であつた上乘せ分が1年間と書いてありますが、こうした延滞税というのは、今までかかったおつたわけでございます。ここで一番下見てもらいますと、改正の趣旨とありますけど、延

滞税は法定納期限までに税が完納されなかった場合に、未納額及び遅延期間に応じて課されると。今回の改正は、増額更正に対して課税庁が一定期間の除算期間を除いて延滞税が発生していることを前提に、納税者に対しその納付を催促したが、これに対し、納税者が延滞税の納付義務が存在しないことの確認を求める訴えを起こしたということで、いわゆる法定闘争になったわけであり。それで、増額更正、修正処分について、その増差税額に対する延滞税は発生しないという最終的な最高裁の判決が、これが平成26年12月に出たと、こういうことでございまして、これを踏まえて今回改正されるということでございます。

したがって、真ん中にあります計算イメージの上の段の表が下の段の改正後になりまして、一旦減額をし、さらに2度目の増額更正あるいは増額修正申告があつて税額がふえた場合には、この途中期間の税額についての延滞税は発生しないと、こういうふうな変更になるというものでございます。

先ほど申し上げました本文における4つの項目につきましては、以上の内容でございます。

それから、第1条関係におきまして、本条の2枚目の裏側にございます。ちょっとページ番号ありませんので申しわけないんですが、中ほどに第51条とございますけれども、第51条、それから、第139条、これは、それぞれ実をいいますと、個人番号利用手続の一部見直しということでございまして、個人番号を、マイナンバーが整備されて、税の申告に番号をそれぞれ記載するという様式変更を行ったわけでありまして、必ずしも個人番号を記載しなくてもいい帳票がございまして、それにつきましては、今回外しますということで、この資料の5、6にありますように、その一部見直しによりまして、個人番号等の簡素化を図るというものでございます。

それから、あとは附則の関係になってくるわけですが、附則の第6条というのが、この本文2枚目のところがございますけれども、ここに特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例というふうでございます。こちらは、資料の1ページの7番、一番下をごらんいただきたいと思ひますし、さらに、1枚おめくりいただいて、もう一枚おめくりいただいた裏側、2枚目の裏側をごらんいただきますと、セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOCT薬の控除ということがございます。ちょっと読みますけれども、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進、疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一つにする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOCT医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価の額、これにつきまして、その年中の総所得金額から控除できる、いわゆる医療費控除でございますけれども、この真ん中にありますように、従来の通常の医療費控除をとる方法と、もう一つは、自主服薬を推進しようということで、いわゆる基礎控除、控除額の控除しない部分を、普通は10万円はそれは外して控除額になるんですけど、今回のこのほうをとると、

1万2,000円を超える部分、最高8万8,000円までは、その特例の医療費控除を受けることができると、こういうふうを選択制になったというものでございます。

詳細の一番下にありますが、スイッチOTC医薬品に該当する商品の中身につきましては、追って具体的に公表することとしているということでございますので、そういうものも追って公表されるということでございます。

続きまして、本文の附則の第10条の2というものでございますけれど、これは、資料の2ページ目の8、法附則第15条第2項第1項の条例で定める割合ですけれども、こちらにつきましても、資料をつけておりますのでごらんをいただきたいんですが、資料の3枚目の表です。わがまち特例についてとありますけれども、これは、平成24年度の税制改正で創設された地域で決定できる税制特例措置ということで、一部そういうものが認められておるわけですけれども、今回につきましては、次に掲げる特例再生可能エネルギー発電設備というものにつきまして、市の条例において特例割引を定めることができるというふうにされておまして、郡上市におきましては、イとロ、太陽光電気に変換するソーラーの発電装置ですが、これにつきましては3分の2にさせていただくと、風力の発電装置につきましては3分の2、それから、(2)のほうですが、イ、水力を電気に変換する特定再生エネルギー発電装置、こちらにつきましては2分の1、地熱発電2分の1、バイオマス発電2分の1ということでございまして、これは、標準値を郡上市としては現在適用させたいというふうに思っております。特別に市として何かを特段の変更をかけるというよりは、標準的なものを、割合としては今回は適用させたいというふうに考えてございます。

それでは、その次に、附則第16条になります。これは、本文でいいますと3ページの中ほどに附則第16条第2項中とありますけれども、こちらにつきましては、資料の2ページ、裏側の9番、軽自動車税の税率の特例でございます。これは、いわゆるグリーン化特例(軽課)というものを1年延長するものでございます。これも資料につけておりますけれども、資料の3枚目の裏側でございますが、現在こういうことになっておまして、軽自動車の電気自動車、天然ガス自動車、LNG等を使った自動車、こういうものについては75%の減税、それから、乗用と貨物というもので50%、25%の軽減というものを1年延長するものであります。

具体的にちょっと自動車の種類なんかを見てみたわけですが、三菱のアイミーブという例えばこうした電気自動車、こういうものは75%の減税が延長されるというものでございまして……

○議長(渡辺友三君) 田中理事、付託しますので簡略に。

○理事兼総務部長(田中義久君) わかりました。済みません、それじゃあそういうことでございますので、グリーン化特例の1年延長でございます。

最後に、附則の第20条の2のところですが、これも、資料の最後に書いておりますけれども、これは台湾との関係におきまして、日台租税取決めというのが昨年の11月26日に署名されたという



ことをごさいます、これは、2国間の条約にはならないので、このことにつきまして、いわゆる地方税法で規定し、そして、条例においても盛り込むものでございます。

中身につきましては、台湾におきまして設立した会社の配当でありますとか、そうした収入があった場合の課税というものを条例に盛り込むものでございます。

済みません。大変長くなって申しわけありませんでした。以上の内容につきまして、新旧対照表につきましても文字が多いものですから、資料を中心に説明をさせていただきましたけれども、変更につきましては、以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） ここで暫時休憩をいたします。再開は、11時10分を予定しております。

（午前10時58分）

---

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時09分）

---

○議長（渡辺友三君） 順次説明を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 議案第157号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、市有住宅として国等から取得済みまたは取得予定の住宅を管理運営するための所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

1ページめくっていただきまして、本文がありまして、7ページのほうですが、ちょっと補足としまして、施行期日につきましては、この条例は平成29年2月1日から施行すると。準備行為としまして、那留住宅の入居者の決定その他の準備行為は、平成29年2月1日前において行うことができるということにしておりますので、よろしくお願いたします。

では、議案のこの本文の次のページに新旧対照表を添付しております。まず、それをちょっと見ていただきたいと思います。

1ページでございますが、第1条におきましては、引用する条例名、住宅呼称の改正に伴うものであります。第2条におきましては、新たに2つの施設、財務省から取得済みのRC造5階建て、戸数10戸の吉田第2住宅、旧合同庁舎——八幡住宅です——及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から取得予定のRC造の5階建て、戸数30戸の那留住宅を設置条項に追加規定するものです。

また、条例における表記の統一のため、規定済み市有住宅の位置に「郡上市」を追加するものがあります。

それで、入居者の資格、収入の申告など、あと敷金、それから別表における改正等2つの住宅に関する改正であります。

それで、新旧対象のほうの次のところに、添付のほうの資料をつけておりますので、それで説明させていただきます。

資料のほうの1ページです。

まず、吉田第2住宅であります。所在地は八幡町初納で、現在の公営住宅吉田住宅の南側に近接しております。平成3年11月の建築で、築25年ということで、3DK及び3LDKが各層に1部屋ずつあります。

写真と間取り図のほうをちょっと添付しておりますが、間取り図のほうは、これちょっと階の左側のほうが3DK、右側が3LDKというような状況です。

現在、27年度繰り越しで、部屋等の修繕を行っております。

資料のほうの2と3ページには、3LDKと3DKの家賃額、それから入居要件等を表にまとめております。

まず、縦軸に、階層というふうになんかイメージいただきたいんですが、下から1階、5階の階層と部屋の数、横軸に入居者所得月額ということで、表中には、以前購入した雇用促進住宅白鳥住宅と同じ階別率により家賃額をそれぞれ算出してあります。基本となるのは、1階のほうの一番左下のほうの家賃、こういうものに階層率を掛けてる、あと所得額においてふえていくというような状況になります。

それで、4階、5階におきましては、UIJターンの新たに市内に居住する世帯——単身を含みますが——の専用入居として定額の家賃としております。

なお、敷金はなしで、それから家賃については定額と、それから入居期間のほうは最長2年ということで、来ていただいて、職が見つかるとかそういう状況の中で配慮をしております。

それから、表のほうの右側のほうの要件欄につきましては、3LDK、3DKが同じでありますので、2ページの3LDKについて説明させていただきますが。4階、5階は、これ専用入居としておりますし、それから2階、3階は一般入居、そして1階は高齢者、子育て世帯等の優先入居というような位置づけにしております。

続きまして、4ページ的那留住宅であります。4ページのほう見ていただきたいと思いますが、所在地は白鳥町的那留と、平成9年6月の建築で、築19年、3DKであります。

5ページのほうに、家賃額、入居要件等を表にまとめてあります。先ほど言いましたが、縦軸に1階から5階の階層と部屋の数、横軸に入居者所得月額、表中には、やっぱり以前購入した雇用促

進住宅白鳥那留住宅と同じ階別率により家賃額を算出しています。

5階においては、UIJターンの新たに市内に居住する世帯の、これは優先入居という位置づけで、空きがあれば一般入居も可ということでもあります。

それから、2階、3階、4階につきましては一般入居、そして1階につきましては高齢者・子育て世帯等の優先入居としております。

なお、下段のほうに、現在入居されている方が市有住宅になっても継続して入居を希望される方のため、現在11名の方が入居されておまして、今ちょっと聞くところによると10名ほどが継続したいという希望のほうを聞いておりますが、このようなことに配慮しながら、現在の入居年数による定額家賃か上記家賃額の表の選択できる配慮をしておまして、この点は以前購入した白鳥住宅と同様の扱いで行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 続いて、商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 失礼をいたします。そうしましたら、議案第158号でございます。

郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の制定について。

郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、奥濃飛白山観光株式会社から寄附の申し出があった郡上八幡ホテル積翠園を公の施設として管理するため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきますと、条例の案が記載してございます。

ほぼ中身につきましては、いわゆる指定管理、ほかの施設の条例と同じつくりにしておりますけれども、今回新しい案件ですので、少し要点のみ御説明を申し上げます。

まず、設置でございます。第1条、コンベンションの開催及び市民と観光客が交流する場を提供することにより、本市における市民参加の多様な交流活動を促進し、もって地域経済の活性化に寄与するため、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」、（以下、ホテル積翠園という。）を設置する。

名称及び位置、第2条、ホテル積翠園の名称及び位置は、次のとおりとする。名称、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」。位置、郡上市八幡町柳町511番地2。事業、第3条、ホテル積翠園は第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。（1）ホテル積翠園の使用に関すること、（2）コンベンションの開催に関すること、（3）前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業に関することでございます。

そうしまして、次、6条の使用許可に行きますけど、第6条、ホテル積翠園を使用しようとする者はあらかじめ市長の許可を得なければならないということでございますが、条例上はこうしてお

りますが、実際の運用におきましては、設置規則のほうで、いわゆる宿泊の方でございますので、宿泊カードというものをチェックインの場合に記入してフロントへ預けるという一般的な宿泊の、それをもって市長に許可を得ると、そういうふうに規則のほうで定めるというふうな予定をしております。

少し飛びますけれども、続きまして2ページ目でございます。2ページ目の第9条、使用料の納入、使用者は別表第1及び別表第2に定める使用料を納入しなければならない。この別表といたしますが、後ろのほうでございますけれども、5ページから6ページでございます。これにつきましては、宿泊の使用料とそして部屋別の使用料となっておりますけれども。まず、宿泊のほうに関しましては、この条例的な区分としましては、1泊2食、1泊朝食、素泊まりという形で、それぞれに1名から4名以上あるいは1名から3名以上、そういった使用人数に応じて使用料を定めております。これは税別の金額でございますけれども、これにつきましては、現在営業しておりますホテル積翠園、あの料金体系をここにそのまま、一番高いところの金額をもってございます。ですので、例えば、一番高いところ3万9,000円でございますが、これは徹夜おどりの期間の1泊2食の宿泊料金。ただし、この備考でございますように、繁忙期の宿泊は原則2名以上。繁忙期といたすのは、この下のほうですけれども、(1)から(6)まで定めるその期間については、基本的には1名ではなくて2名以上の宿泊を原則としますというふうに書いてございますけれども、そういったものも含めて、一番高いところの上限の金額が書いてございます。一見、高いというふうな印象があるかもしれませんが、これは上限でございますので、これを御報告を申し上げます。

続きまして、6ページへ行きますと、部屋別の使用料となっておりますけれども、洋室のコンベンションの200人収容の大きいもの、これが4時間まで8万円、全日16万円等々、全部入っております。そして、下のほうに備考としまして、食事利用の場合は使用料は徴収しないと。いわゆる懇親会、夕食会等でそこを使う場合には、食事料金をいただくので部屋料はもらわないというふうにごここで規定してございます。そういった料金体系ということでございます。

続きまして、条例本文のほうに戻っていただきまして、3ページでございます。違約金の徴収、これは第10条でございますが、市長は使用者が宿泊の予約を取り消した場合は、別表第3に定める違約金を徴収することができるということでございまして、それは一番最後、7ページに書いてございます。いわゆるキャンセル料というものでございますけれども、7日前から3日前、10%から順番ございまして、当日の場合は80%、なおかつ取り消しの連絡がなしに来なかった場合には100%というふうに定めてございます。

続きまして、第13条でございますが、ここが指定管理に関する条例でございまして、管理の代行、第13条、市長はホテル積翠園の管理について必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて市長が指定するもの、以下指定管理者という、に行

わせることができるというふうに、指定管理ということをごとうたってございます。

続きまして、少し先へ行きますけども、使用料というのが4ページの中ほど、第16条にございます。使用料、市長はホテル積翠園の管理を第13条の規定により指定管理者に行わせる場合において、適当と認めるときは使用料及び消費税相当額を当該指定管理者の収入として収受させるということでございます。一般的な規定ですが、ここで改めて指定管理者の収入ということの規定しておりますし、次の2番におきましては、いわゆる前項の場合において使用料は第9条の規定にかかわらず別表第1及び第2に定める使用料を上限とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとするということで、ここで先ほどの上限というのを明確にしております、この上限よりも低い金額で実際は細かい料金表を定めて、事前に市長の決裁を得て実施をすると、そういうふうに規定してございます。

以上、要点のみ御説明でございましたけども、条例の案の御説明でございました。よろしく願います。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 続いて、環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第159号 郡上市清流長良川等保全条例の制定について。

郡上市清流長良川等保全条例を次のとおり定めるものとする。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。清流長良川を初めとした市内の河川を保全し、次世代に継承するため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきまして、郡上市清流長良川等保全条例案でございますが、前文と7章から成りまして、川の恵みを理解し、市民、事業者、市が一体となって保全に努めていくことを掲げております。

前文でございます。澄み切った青空、緑の山並み、清らかな川によって多様な生態系が形成され、私たちはこれがもたらす恵みを受けて生きています。清流長良川等の源流を有する郡上市に住む私たちは、先人の知恵と努力によって守られてきたこの清流を次世代に引き継いでいかなければなりません。しかし、私たちは、ややもすれば自然の偉大さを忘れ、その恵みをいたずらに費やし、みずからの生活環境すら悪化させようとしています。私たちは、世界農業遺産『清流長良川の鮎』に代表される豊かな『里川システム』や白山ユネスコエコパークの価値を認識し、川に親しみ、川を愛し、川の保護とその賢明な利用を図りつつ、川のもたらす恵みを永遠に受けることができるよう最善の努力を払わなければなりません。ここに、川の文化と生物多様性に支えられた真に豊かな社会を守りつくるため、この条例を制定します。

第1章、総則でございます。目的、第1条、この条例は、郡上市自然環境保全条例を本旨とし、

日本有数の清流である長良川を初めとする市内の河川を次の世代へ継承するため、その保全に関する基本理念を定めるとともに、市民等事業者及び市の責務を明らかにし、その三者の協働により清流長良川等をそれぞれの共有の財産として保全することを目的とする。

次に、定義として、第2条、各1から5号を定めております。1号には清流を、それから2号の長良川等、こちらでございますが、河川法が適用される長良川、和良川、石徹白川及び御手洗川等での河川であって、市の区域内にあるものをいう。郡上市は、御存じのように、太平洋へ流れます長良川及び飛騨川水系と、日本海へ流れます九頭竜川、庄川水系があるため、これらの代表河川を列挙しておるものでございます。3号といたしまして、市民等では、市民以外に滞在者及び旅行者を含むものとしております。それから、4号、5号と、事業者、協働についてうたわせていただいております。

第2章、基本理念。ここでは、3号から6号の4本を柱としております。1つ目といたしまして、水質等周辺環境の保全といたしまして、第3条、こちらでは水質、水量等の適正な状態が保たれるようということで、その水源となる森林を保全するとともに、その周辺の環境について清流との調和が保たれるよう配慮されなければならないとしております。

2つ目といたしまして、生物多様性の維持、第4条でございます。こちらでは、山、川、里を一体的に捉え、自然の生き物と人の暮らしの良好な関係の保持に努めることにより、生物多様性の維持が図られるよう配慮しなければならないとうたっております。

3つ目といたしまして、清流長良川等との共生といたしまして、第5条、こちらでは、地域の生活と清流との調和を尊重して、清流と市民等及び事業者が共生し、地域の文化及び産業の振興が図られるとともに、相互が円滑に協力し合える地域社会が構築されるよう配慮されなければならないとしております。

4つ目でございます。清流教育等の推進といたしまして、第6条、こちらでは、推進の担い手の育成のため、地域、学校、行政等の交流を促進し、子どもたちを含め、河川での体験など川の文化を中心とした清流教育及び学習——以下これを清流教育等と申します——が推進されるよう配慮されねばならないとしております。

第3章では、市民等事業者、市の責務が第7条、8条、9条に定められております。

第4章、長良川等の保全に関する施策でございます。水質基準に関する目標値といたしまして、第10条で、生物化学的酸素要求量でございますが、1リットル当たり1ミリグラム以下を目標値とすると定めております。

次に、下水道等への接続及び合併処理浄化槽の使用といたしまして、使用促進を11条に、それから森林の保全といたしまして12条、おめぐりいただきまして、2項のほうには、市が行いますこの施策に対しまして森林を所有しまたは管理する方は協力するようということをうたっております。

第13条では、生物多様性の保全をうたっております。

第5章といたしまして、清流長良川等の保全のための制限等ということで、汚濁行為の禁止といたしまして14条に、こちらでは河川利用者は清流を汚濁する行為をしてはならないと。それから、汚濁行為の防止の指導といたしまして、第15条、こちらでは、市は市民等の協力を得て必要な指導ができるとしております。次に、肥料等の適正使用として第16条。

第6章でございます。清流教育等による自発的活動の推進といたしまして、意欲の増進のための清流教育として17条を、次に、自発的活動の促進のための施策といたしまして18条、情報の提供といたしまして19条。

次に、第7章、推進体制といたしまして、関係行政機関への協力要請といたしまして20条を定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 続きますので、健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第160号でございます。郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、介護保険法施行令の一部改正に伴いまして所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

改正内容等につきましては、議案の次に添付をさせていただいた資料をもって御説明を申し上げたいと思います。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が本年9月7日に公布、平成29年4月1日から施行されることに伴いまして、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準を現行の所得指標であります合計所得金額から長期または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができるように、附則をもって特例規定を加えるものでございます。

介護保険制度でございますけれども、第1号被保険者の保険料段階の判定に所得を図る指標として、今ほど申しました合計所得金額を用いておりますけれども、この合計所得金額につきましては、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特例控除が現行では適用されていないため、土地収用等で土地等を譲渡した場合に、譲渡した年の翌年の所得が急増することから介護保険料が高額となる場合がございます。土地の売却等は、土地収用等を含む本人の責に帰さない理由による場合もあることから、売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう保険料段階の判定に現行の合計所得金額等から租税特別措置法に規定する長期または短期譲渡所得に係る特別

控除額を控除して得た額を用いることとするものでございます。

具体的には、この資料の中段のところでございますが、参考1の1から7までが特別控除の額ということになります。また、参考の2でお示しをさせていただいたとおりでございますけれども、現行の郡上市における介護保険料でございますが、第5段階の年額の5万6,400円、月額にいたしますと4,700円を基準額といたしまして、所得に応じた9段階で設定をしております。このうち、第1段階にある低所得者につきましては、基準額の0.5に対して0.45乗じた額、それから施行令の第39条の規定によります特別の基準による保険料の算定、これを適用いたしまして、第2段階につきましては、基準額の「0.75」を記載のように「0.65」に、第4段階につきましては、「0.9」を「0.85」に軽減をさせていただいているところでございます。

議案の新旧対照表をごらんをいただきたいと思っております。

まず、第6条でございますけれども、平成27年度から平成29年度まで、いわゆる第6期の介護保険事業計画の期間における第1号被保険者の各年度における保険料を規定をしておりますが、このうち第2段階及び第4段階の保険料につきましては、先ほど申しました特別の基準による保険料率の算定により設定をさせていただいているところから、第1項、第2項の表記につきましては、この考え方に基づいて文言の表記を改めるものでございまして、現行の介護保険料に変更はございません。

それから、平成29年度における保険料の特例につきましては、附則第13条におきまして、改正後の施行令第19条及び20条を適用するための追加規定を設けるものでございます。

なお、施行令の施行期日につきましては、平成30年4月1日となっておりますが、市町村が新たな所得指標を用いる旨を条例で定めることによりまして、特例的に平成29年度から当該所得指標を用いることができる政令の規定に基づきまして、改正条例の施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従いまして、改めて行います。

---

◎議案第161号から議案第169号について（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程17、議案第161号 平成28年度郡上市一般会計補正予算（第5号）についてから日程25、議案第169号 平成28年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）についてまでの9議案を一括議題といたします。

説明を求めます。理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第161号 平成28年度郡上市一般会計補正予算



(第5号)についてお願いをいたします。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、もう1枚めくっていただきますと、大宗が書いてございますけれども、平成28年度郡上市一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによると。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億332万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億6,584万6,000円とする。2項を省略させていただきます。

繰越明許費でございますが、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

それから、地方債の補正もございます。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によると。

おめくりいただきまして、2枚おめくりをいただきますと、5ページのところに、「第2表 繰越明許費」がございます。総務費総務管理費の市有林整備事業におきまして341万2,000円、また同じく総務費総務管理費の防災行政無線整備事業3億1,634万円、この2件につきまして繰り越しを、年度内に完了が見込めないので翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。

「第3表 地方債の補正」につきましては、合併特例債の事業につきまして、これまで18億840万円の限度額でございましたが、これを19億3,130万円ということで、これ、それぞれ明細ございますが、県営ふるさと農道整備事業あるいは県営道路改良事業負担金、社会資本整備総合交付金ということで、この1億2,290万円を増額させていただくというものでございます。

あと、6、7ページ以降、事項別明細書がございますが、あわせて添付の事業概要説明一覧表をもちまして、この補正2億332万1,000円の説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第162号から特別会計でございますが、28年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

以下同文でございます。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにつきましても読み上げさせていただきますが、歳入歳出予算の補正につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,566万4,000円とし、直営診療施設の勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ626万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,502万3,000円とするものでございます。

地方債の補正もございます。直営診療施設勘定の地方債の変更及び廃止は「第2表 地方債補正」によるということでございます。

地方債の補正につきましてですが、これは直営診療施設勘定ということで資料をつけさせていただいております。その11ページでございます。「第2表 地方債補正」ですが、過疎対策事業につきまして、限度額を1,800万円から3,600万円に増額をさせていただきます。一方で、廃止、起債の目的、病院事業につきましては、1,800万円を地方債の事業区分を変更するというで廃止をさせていただきますのもでございます。

今の直営診の勘定につきましては、薬剤・医療費の増額がございますが、以下の特別会計につきましても、ほぼ人事院勧告及び職員の異動等に伴う職員給与費の増減が主なものでございます。それぞれ、事業概要一覧表のほうをごらんをいただきたいというふうに思います。

続きまして、議案第163号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

同文でございます。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

こちら2枚めくっていただきますと、歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,670万3,000円とするものでございます。こちら給与費の関係でございます。

次に、議案第164号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

同文でございます。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ315万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,865万1,000円とするものでございます。

こちら、やっぱり給与費の関係でございます。

議案第165号 平成28年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

同文でございます。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,764万3,000円とするものでございます。

こちらにつきましては、平成29年度介護保険料の算定によるシステムの改修費等もございますが、給与費もございます。よろしくお願いたします。

議案第166号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について。

同文でございます。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,427万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,143万7,000円

とするものでございます。

こちららも給与費の関係が主なものでございます。

議案第167号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会補正予算（第2号）でございます。

同文でございます。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,139万9,000円とするものでございます。

こちらは、分収造林受託事業の増がございました。よろしくお願いたします。

続きまして、168号でございます。議案第168号 平成28年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について。

同文でございます。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、こちらのほうにつきましては、収益的支出の関係でございます。第2条のところでございますが、平成28年度郡上市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するというもので、補正予定額につきまして、営業費用で137万1,000円の減額でございます。

第3条のところ、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の項のところ、予算第7条に定めた経費の金額を次のように定めると。職員給与費におきまして、137万1,000円減額するものでございます。こちららも、先ほどの人勸に基づく給与費の関係でございます。

補正予算、最後でございます。議案第169号 平成28年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について。

同文でございます。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、病院事業会計の第2号の補正でございますが、こちらにつきましては、収益的支出と資本的支出、両方でございます。

第2条のところ、平成28年度郡上市病院事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正するものでございまして、第2款国保白鳥病院事業費の第1項医業費用につきまして95万2,000円の減額、第2項医業外費用につきまして20万円の減額、第3項訪問看護ステーション事業費用につきまして5万2,000円の増額、第4項特別損失110万円の増額でございます。

資本的支出、第3条でございます。

予算第4条、本文括弧書き中、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金3億5,852万1,000円を過年度分及び当年度分損益勘定留保資金3億5,786万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第2款国保白鳥病院事業会計の資本的支出でございます。第2項企業債の償還金で65万3,000円

の減額でございます。こちらは、石徹白診療所の所管がえに伴いまして、企業債償還元金の減を行ったものでございます。

そのほか、第4条のところ、職員給与費におきまして1,990万6,000円の増がございます。

棚卸資産購入限度額につきましては、第5条、予算第10条中6億4,251万1,000円を6億2,273万6,000円に改めるものでございます。

以上、大変走りまして申しわけありません。詳細につきましては、特別委員会での御説明をさせていただきたい。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました議案第161号から議案第169号までの9議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑につきましては予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました議案第161号から議案第169号までの9議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月2日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第161号から議案第169号までの9議案につきましては、12月2日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定しております。

（午前11時55分）

---

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

#### ◎議案第170号から議案第181号までについて（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程26、議案第170号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定についてから日程37、議案第181号 すみれ作業所及びびぼらの家の指定管理者の指定についてまでの12議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、御説明を申し上げます。

それでは、まず議案第170号から第176号までの7議案を一括で説明させていただきます。

お手元にA3の一覧表を配付させていただいておりますが、ごらんいただきたいと思います。皆さん、これ、よろしいでしょうか。指定管理者の指定一覧という一覧表でございます。お願いいた

します。

この表につきましては、左から議案番号、議案件案、施設の名称そして所在地、そして指定する団体、所管部、指定の期間、新規・継続の別となっておりますのでよろしくお願いたします。

まず、議案第170号郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について、施設の名称、郡上八幡旧庁舎記念館、郡上八幡博覧館、郡上八幡サイクリングターミナル、郡上八幡城、郡上八幡城下町プラザ、指定する団体、八幡町島谷520番地1、一般財団法人郡上八幡産業振興公社、指定の期間は平成29年4月の1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案第171号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について、施設の名称、郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアム、やまと温泉やすらぎ館、郡上市道の駅古今伝授の里やまと及びくつろぎ広場、郡上市ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設、指定する団体、大和町剣164番地、郡上大和総合開発株式会社、指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案番号第172号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について、施設の名称、郡上市白鳥石徹白交流促進センター、指定する団体、白鳥町石徹白57号100番地、株式会社伊野原の郷、指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日の5年間でございます。

続きまして、議案番号第173号 郡上市ひるがの高原多目的広場ほか3施設の指定管理者の指定について、施設の名称、郡上市ひるがの高原多目的広場、郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設、郡上市ひるがの湿原植物園、高鷲吠高原スポーツ広場、指定する団体、高鷲町鮎立3328番地1、共同組合高鷲観光協会、指定の期間、平成29年4月の1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案番号第174号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について、施設の名称、郡上市明宝磨墨の里公園、指定する団体、株式会社明宝マスターズ、明宝大谷1015番地でございます。指定の期間、平成29年4月の1日から平成34年3月31日の5年間でございます。

続きまして、議案番号第175号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について、施設の名称、郡上市和良運動公園、指定する団体、和良町宮地1155番地、和良運動公園管理組合、指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案番号第176号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定について、施設の名称、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」、指定する団体、八幡町柳町511番地2、奥濃飛白山観光株式会社、指定の期間は、平成29年1月の1日から平成32年3月31日までの3年3カ月でございます。

以上でございます。

以上、7議案につきましては、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第

6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、農林水産部所管の3施設分の議案について説明させていただきます。

議案番号第177号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について、施設の名称は、郡上旬彩館やまとの朝市、指定する団体、大和町剣164番地、郡上大和総合開発株式会社、指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案178号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について、施設の名称ですが、郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設でございます。指定する団体、高鷲町鷲見5415番地3、株式会社ハイウェイたかす、指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案第179号 郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について、施設の名称、郡上市牧歌の里施設、郡上市高鷲ふれあい農園施設、指定する団体、高鷲町鷲見2756番地2、株式会社牧歌コーポレーション、指定の期間ですが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

以上、3議案につきましては、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 続きまして2議案について、健康福祉部所管、御説明を申し上げます。

議案第180号 郡上市八幡デイサービスセンターほか8施設の指定管理者の指定について、施設の名称、郡上市八幡デイサービスセンター、郡上市八幡おなび生きがいセンター、郡上市大和保健福祉センターやまつつじ、郡上市白鳥デイサービスセンター、郡上市白鳥東部デイサービスセンター、郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山、郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑、郡上市美並健康福祉センターさつき苑、郡上市明宝デイサービスセンターの9施設であります。指定する団体、大和町徳永585番地、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会、指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

続きまして、議案第181号 すみれ作業所及びぽぶらの家の指定管理者の指定について、施設の

名称は、すみれ作業所、そして、ぼぷらの家の障害福祉サービス事業所2施設であります。指定する団体、大和町徳永585番地、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会、指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

以上、2議案につきまして、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会議日程に従い、改めて行います。

---

### ◎議案第182号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程38、議案第182号 工事請負変更契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第1期））についてを説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第182号 工事請負変更契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第1期））分でございます。

次のとおり、工事請負変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

契約金額につきましては、これは、さきの6月議会におきまして、この契約につきましては議決をいただいております。変更前の契約金額が2億8,296万円でございます。これに、今回1,950万480円を増額をいたしまして、変更後3億246万480円とするものでございます。

契約の相手方につきましては、従前と同様でございます、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部部長でございます。工事の場所につきましては郡上市内、変更理由ですが、これは再送信機能、屋外拡声子局及び双方向通信機能屋外拡声子局等の増ということでございます。

少し説明をさせていただきたいと思っております。1枚おめくりをいただいで、資料を添付してございます。

これは、先ほどの条例改正でも申し上げましたが、ことしから3カ年にわたりまして行う整備工事でありまして、ことしが第1期分ということで、デジタル再送信局の整備、それから屋外拡声子局の整備、親宅の設備の更新と、この3つが主な事業内容でございます。

そこで、もともとビーム計画設計により当初の計画を持ったわけでございますが、これは、特に今のFM派を使う再送信方式、いわゆるデジアナ変換方式を採用するという計画を持っておるわけですけれども、今般、言っております、ここでのいわゆる再送信という機能につきましては、先ほ

ど表紙に書いておりました再送信機能屋外拡声子局といたすのは、これは一定のエリアの中で受信の悪いところを、送った電波を再度、そこから周辺のところへ送る、そしてそれを受けた屋外拡声子局がそれを要するに放送するわけですけど、そういう中継をするような施設の修正があるわけでございます。

これは、今回、この契約の相手方であります富士通ゼネラルにおきまして、今般の工事に実際に着手する前に、最終の精密な電波調査を行った結果、これから申し上げるところが一部修正をする必要があるというふうになったものでございます。

それで、7番まで行きましたので変更内容です、8番のところをちょっと読ませていただきたいわけですが、既設の11局の再送信機能、屋外拡声子局、これは当初、現在あるわけですが、これに対しまして、5局を追加整備して合計16局とするというふうな予定をしておりました。これは、先ほどお配りしたこのA3の横長の表を見ていただきますと、ちょうど真ん中に参考として、変更後、局数の機能別内訳というところに、再送信局の当初の6月の設計時の16が出ております。ここのことを指しております。

これは、最終精密な調査をいたしましたところ、数カ所で修正が必要となるということでございまして、より良好な電波通信を確保するために、この再送信機能、屋外拡声子局2局を追加設置し、既設再送信機能屋外拡声子局3局を撤去し、最終的に15局とするということでございます。

これは、この表でいきますと、この16、真ん中のところ。一番右のA3の横の表の右肩にあります参考、変更後局数の機能別内訳の再送信局、これが16は15になると、こういうものでございます。

それで、この1局減るにつきましては、一番上に書いておりますように増設が2局でありますし、既設局の撤去が3局でありました。それで、名皿部局、口大間見の戸屋野局につきましてですが、これは、1枚めくっていただきますと図面も、きょうつけましたけれども、口大間見の戸屋野から発しております、この再送信の機能を、これは電波の箇所が、現状のところは悪いということで移設することにしておったわけでありまして、周辺に適切な、いわゆる電波の良好なところがないということで、名皿部局、これは現在は一般の受信局、受けて放送しておるだけのパンザマストですけども、そこにおいて、良好な電波というものを確認できましたので、既設の口大間見の戸屋野局の移設を取りやめまして、名皿部局を再送信局とするように仕様変更をするものでございます。したがって、1局増1局減と、こういうことになります。

それから、丸の2つ目が、小那比の西部局、大峠局、小那比公民館局でございますが、小那比野々倉地区への再送信局である大峠局は、電波の受信元を稚児山局から上荇安1局へ変更することとしていたんですが、工事着手前の電波調査において、稚児山局、上荇安局の1局のいずれからも安定的な電波受信ができず、いわば既設小那比西部局、これは、今現在、一般受信局ですから、受



けて放送するだけのパンザマストですが、稚児山局からの電波を比較的良好に受信することが可能であるということが判明したことから、大峠局を廃止し、小那比西部局を再送信局とするよう仕様変更すると。

また、小那比西部では、電力線ノイズが不定期に発生する環境にあることから、既存設備よりも受信感度が向上し、回線を保持する機能を持った装置を新たに整備して対応すると、こういうことがございまして、大峠局完全廃止と、再送信局である小那比公民館局の一般受信化ということで2つを外すわけです。

これも、2枚目にA3で図面をつけてございまして、今申し上げたことが、この図のようになっております。

再送信局の最終調整につきましては、増設が5局、それらを7局にふやすと、それから既設局の撤去が3局ということで、プラスマイナス1と、マイナス1ということになりまして、最終15局ということで結果を見ました。

1枚めくっていただきますと、そのところが書いてございまして、これにかかわる金額、経費、設備関係の金額が1,387万7,000円増額するものでございます。平均的に、再送信局を新たにつける場合は500万円、それから一般化していくという取りつけ、外し工事等々をする場合には二、三百万円かかるということでございまして、今回の変更によりまして1,387万7,000円ということでございます。

それから、②の屋外拡声子局と局種変更とありますが、このアンサーつき子局とあります。アンサーというこれは、実はパンザマストと郡上市の本部と直接無線でやりとりができます。集落が孤立したときに、最終手段として、そのパンザマストと、そして郡上市の災害対策本部は直で無線が話せるようになってございます。

それがこの表で、先ほどの条例のときお配りした表でいきますと、この機能別内訳の真ん中のアンサー局という、現在は73局、これがありますが、そのように整備することにしておりますが、6月に、これを12月、今回76局にするということでもあります。

この辺につきまして、今回の整備におきましては、既設機器を可能な限り活用するように計画してございまして、移設する場合には、これを持って行ってやろうというふうなことをしておるわけですが、ただ、機器の老朽化によって対応できないという場合がございます。そういうこともありますので、今回の増減があるわけでございます。

増設局27局のうち23局は、既設設備の転用により整備することとし、不足する4局を一般受信局として新規整備することとしておりました。また、既設アンサーつき子局の一部は、設置場所を変えて一般受信局として運用するよう計画している一方で、可能であればアンサーつき子局として活用する検討をしておりましたが、機器の出力変更等において、経年劣化により変更作業ができない

場合があることや、変更作業ができた場合であっても、安定稼働が補償されないことから、アンサーつき子局としての活用が困難であるという結論に至ったわけであります。

このため、今回4局整備することとしていた一般受信局を、アンサーつき子局として新規整備するよう仕様変更を行い、これに伴って、孤立集落対策が以前よりも充実するというところでございます。

そういうことで、このことに関しまして、変更額が149万3,000円ということでございます。おおむね、1件当たりのアンサーつき子局の整備が三十数万というふうな形になるかというふうに思います。

これにつきましては、資料の一番最後のところにアンサー局の貢間のところ、河鹿2区のところ、野々倉2区、下洞の真那洞のところですが、この辺の局種変更につきまして、図面を添付させていただいております。

それからあとは、③拡声スピーカー新規整備ということで、今回の整備においては、無線機器と同様に、拡声スピーカーについても既設機器を活用するように、現在、使っているものをできるだけ使うよう計画をしておりましたけれども、整備から10年が経過しており、性能が十分発揮されない可能性が高いということで、最終的にスピーカー種類変更局についても、全て新規スピーカーによって整備しようということでございます。

創設局27のうち、このうちスピーカー種類変更局9局ということでございまして、このことに伴いましての変更額が126万5,000円、以上の整備に関しましての④諸経費が、212万1,000円ということでございます。

工事変更価格の変更合計が1,885万6,000円、これに当初6月のときにお示しをした請負率が95.76%でしたので、これを掛けて、請負率を、そして税を足すということで、今回の1,950万480円になったものでございます。

以上、最大限よりよい精度での放送をさせていただきたいということでの修正でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） ちょっと、この財源について、この予算の説明の一覧表のほうには、ちょっと今、ないかもしれませんので、当初のやつを見ればわかるのかもしれませんが、この財源内訳についてをお聞かせ願いたいことと、こうした防災上のことですので、全国どこでも、やはりこういう無線は同じようなものが普及されていると思うんです。

やはり災害とかこうしたことに対応することについての大切なものですので、かなりこの額とい

うものは大きく感じるんです。ですから、これは本来ならば、それを全国中、いろんな面で確かめて、こういう議会などからもそういう意見書が、ちょっとこういうのはもっと安価にしてくれというような意見書とか、そういうものが出されたような状況があるのかどうなのか、これは、また後ほどのお答えでいいんですけども、やはりこうしたことは、競争相手といたしましても非常に少ないわけでありますから、何とかこれ、市だけではできんし、例えば市長会の中とか、こういう問題、高価なものですので、そういうお話し合いとか出たりしたことがないのか、また、それを安くしていく方法はないのか考えられた事がありますか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長。

○理事兼総務部長（田中義久君） 後段で御指摘いただきました件ですけれども、6月のときに御説明したことは、主に今回の整備につきましては、一つは、現在運用をしております音声告知放送の有線放送、市内におきましての。それが平成30年に、いわゆる整備すべき時期を迎えると、こういうことでもございました。

それに対しまして、現在は、実は音声告知放送と同時に、そのもと局として防災行政無線を持っておりまして、それを音告運動という形で、実は親宅から発信をして、二重のシステムにおいて郡上市内にそうした防災情報をお届けするというようになっておったわけですが、今回は、いわば音声告知放送の有線というものが、これまでの災害時の対応の経験とか停電時の対応において不十分であるということから、一元的に郡上市内を防災行政無線で防災情報をお伝えしようと、こういうことにしようとしたことでもございますので、現在、運用しておるシステムを宅内受信におきまして、八幡エリア以外のところにおいて無線化するといえますか、そういう仕事でありましたので、抜本的に変えてしまうというものではなかったわけでもございます。

そういうことでもありますので、手法等につきましては、基本的には現在運用しております防災行政無線を現在の方式で、それで一元化すると、こういうことでもありましたので、その他の手法等について、広く研究するということにつきましては、現在の運用のその制限の中で研究してきた経緯はありますので、この点、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、この方法の中でも、先ほど申し上げましたFM波を使うことによって、アナログ再送信という機能を入れることによって宅内受信がより鮮明になると、そういうふうなことを2年ほどかけて研究してきたわけでもありますので、私どもとしては、防災行政無線を通じての情報の伝達につきましては、これが最善であるというふうにして考えて向かってきておるものでございます。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長。

○理事兼総務部長（田中義久君） 濟いませぬ、財源につきましては、少し、ちょっと今、最終確認をしてお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) 私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、この事業の趣旨はよくわかりますし、やらなければならないことということを思っておりますけれども、やはりこうした財源のことにつきましても、全国でも、特に郡上市も広い自治体なわけで、しかも山間部であるわけで、無線を通さなければできないということで、もちろんコンパクトなシティではございませんから、こういうインフラは非常に大切なことなんですけれども、例えばこういうことが、交付税によってこういうところによっては、こういうものには財源を、特にこういう防災のことについては、くれるとか出してくれるとか、そういった運動の展開というものも必要かなと思いますし、他市においても、そういうお話とかも、こういう高価なものは、例えば市長会などでもそういう声が上がっていないかということもお聞きしておきたいわけです。

○議長(渡辺友三君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 御指摘の趣旨はよく理解できますが、私の記憶する限りでは、ここ近年の市長会等において、例えば御趣旨のような話題が、例えば市長会要望というような形で議論されたことは、ちょっと記憶にございません。

よく、他市も、多分同じような問題を抱えているという点があるかもしれませんので、いろいろ状況については、情報を収集したいというふうに思います。

○議長(渡辺友三君) 理事兼総務部長。

○理事兼総務部長(田中義久君) 濟いませぬ、財源につきまして、濟いませぬ、おくれましたけれども、合併特例債を95%ということで、起債をさせていただいております。

○議長(渡辺友三君) そのほか、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第182号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認め、よって、議案第182号については委員会の付託の省略を決定することにいたします。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第182号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第182号は、原案のとおり可とすることに決定をいたします。

---

◎議案第183号について(提案説明)

○議長(渡辺友三君) 日程39、議案第183号 財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長(古川甲子夫君) 議案第183号 財産の取得について、次の財産を取得することにつき、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

まず、取得する財産の種類ですが、土地及び建物。それから取得する財産の所在ですが、土地につきましては、郡上市白鳥町那留字焼原4番4。それから建物につきましては、郡上市白鳥町那留字焼原4番地の4ということでございます。

建物構造規模、鉄筋コンクリート造、陸屋根5階建て1棟及び附属建物ということでございます。

財産の面積ですが、土地につきましては3,528.85平方メートル、建物につきましては2,167平方メートルということでございます。これ、延床面積ということです。

そして、財産の取得及び予定金額ですが、土地及び建物でございますが、2,374万6,424円ということで、消費税は建物の分については含んでおります。

契約の相手方ですが、千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構でございます。理事長和田慶宏。

財産の取得の目的ですが、郡上市内の自力で住宅を確保することが困難な住宅困窮者に対する公的賃貸住宅の供給として、特に高齢者・障がい者・母子世帯、またはUターン・Iターン等の転任者などの住宅事情に対応し、生活の安定と福祉の向上に寄与するため、対象となる財産を取得して有効活用を図るということでございます。

ちょっと1枚めくっていただきまして、取得財産の明細ですが、土地につきましては宅地ということになります。面積と代金、建物のほうですが、共同住宅30戸分ということで、先ほど、市営住宅の管理条例でもちょっとお話ししておりますが、RCの5階建てということですのでお願いします。あと、附属として集会所、プロパン庫、駐輪場、受水槽のポンプ室、じんかい集積所等あります。

それで、建物費に消費税が賦課されるということと、固定資産税の相当額ですが、事前に機構のほうで払っておりますので、購入時期以降についてはということで、これも加え、2月、3月分に

については追加して支払うというような状況になります。

次のページで、位置図のほうで白鳥町の付近的那留小学校とか、それから東海北陸自動車道もこの付近にあります。写真のほうは5階建てRC造の状況です。右ページのほうに土地構図ということで、黒枠のほうのところで4の4という番地が今回の購入土地ということになります。

それから、全体の建物の平面図ですが、最後のほうにちょっと添付しておりますが、大体、面に対して横のほうが79メートル、縦が大体47メートルと、おおむねそのような平面図の状況ということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議発第14号について（採決）

○議長（渡辺友三君） 日程40、議発第14号、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。

お諮りをいたします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

---

#### ◎報告第14号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程41、報告第14号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 報告第14号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成28年12月1日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、大変、毎回こういうものが出てきて申しわけなく思っております。反省しながら読み上げたいと思います。

専決第6号、専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。これは、平成28年11月14日でございます。郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容です。平成28年8月30日午後6時ごろ、運転者である業務委託先括弧

内の業者でございます。社員が、郡上市八幡町相生1446番地付近において、公用車——これは、自主運行バス相生線でございます。いわゆるバス車両でございますが、郡上市の——と相手者とのすれ違いの際に公用車が前進し、左へハンドルを切ったところ、公用車右側後部と停車中の相手者、右側後部が接触した。市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございました。損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。損害賠償の額、12万6,969円。大変申しわけありませんでした。以後、気をつけます。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わったので質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号の報告を終わります。

---

#### ◎議報告第8号について

○議長（渡辺友三君） 日程42、議報告第8号 諸般の報告について、議員派遣報告書を別紙の写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

---

#### ◎議報告第9号について（質疑）

○議長（渡辺友三君） 日程43、議報告第9号 諸般の報告について、例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 第9号についての、ひとつ質問をしたいわけですが、許可いただけますか、報告。

○議長（渡辺友三君） 許可いたします。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） これは、恒例にこの報告を監査委員様から提出いただいております、大変、御苦労さまかと思っております。

その中で、いつも気にしておりましたけれども、債権管理の一覧表というものがございまして、本市が出資する株券並びに出資金等が出ております。

この中で、年度当初金額におきまして、これを額面の株価の集計が記載されておるわけございまして、近年、そうした株式会社でも1株当たりの額がどのようになっているかというものも示されておるのが、普通の商法上ではそのようになっているかと思っております。実際、決算書とか株主総会における書類にしっかりと載せなくてもいいという規定もございますけれども、載せられて

おるところもございます。

それで、現在、こうした市が出資する会社の株価の現状というものは、定期的に調べられて、その合計額、実質の株価というものを、絶えず把握されているかどうかをお聞きします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（乾 松幸君） こちらの債権のほうでございますけれども、実質株券のほうにつきましては、それぞれ証券会社のほうに預けてございます。

それで、毎月月末に、その時価について報告がありますので、そちらについては残高証明と一緒にいただいておりますということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 私が申し上げたいのは、この上段にあります通常のこの株式会社等、これは、証券会社へ預けられているものじゃないものもちろんあるし、もしかしたら株券自体も発行されてない会社もあると思います。

株券の発行というものは義務ではございませんから、その振り込みがその株券を取得したという証明になるわけです。ですから、これが毎月のように証券のように出てくるものではない。したがって、この各株式会社というものの決算という月があると思いますけれども、それはランダムにあるわけだと思いますけれども、郡上は、例えばこの四半期なら四半期ごとに、その総会が終わられたところを集計されて、実質のその含みの損益というものを、絶えず見ておる必要があると思います。

そうでなければ、通常こうした上場会社じゃない場合、株式を売買する場合は、通常額面で頼むとか、いろいろなことがございますけれども、通常会社同士での売買であったら、その本当の実株価を取得しないと、額面で買って安い株価を買って、その損益をどう扱うかということに非常に苦慮するわけです、一般会社は。

しかしながら郡上市は、そういうことは多分ないとは思いますが、しかし、それを把握しておきたいということなんです。把握をしていなければ、把握をしていただきたい。把握をしておれば、また、報告もいただきたいということをお願いいたします。

○会計管理者（乾 松幸君） 上場企業につきましての話ですので、今の、例えば名古屋鉄道であるとかJRでありますとか、近鉄グループホールディングス、こういった形の会社については、そうやって報告していただいているということです。

あと、郡上市が出資しておる第3セクター等々については、今、おっしゃった、議員が言われた



ことにつきまして、一度、検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） ただいま山川議員、御指摘のことは、大変大事なことだというふうにして思います。

市長が、あるいは副市長が、そして、ことしからは自分も実は取締役として4社ほどかかわりを持たせていただいております。きのうも、実はネーブルみなみの取締役会があって、中間的な報告を受けました。

そういうふうな機会におきまして、やはり、いわゆる時価というものをどのように見るかということ、この間も明宝のスキー場におきましても、資本を変更されたということもありましたので、それを、いわば時価として、郡上市のその持ち株というものが、どれだけの、いわゆる時価を持つのかということ、実は計算もしました。

そういうことでありますので、全体につきまして、中には資本割れをしておるとか、食い込んでおるといのはあるわけありますので、しっかりその辺につきましては、適時、そういうものを把握していくということにつきまして、しっかりやりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 監査委員さんにもお願いしておきたいわけですが、そのあたりはプロですから、こうしたことが出ると思うんです。

私、こういう報告に、このときの額をもう一覽載せられて、これはいついつ、いつ月現在のものだといって、例えばこういうことを公表することによって、私たちが、この第3セクターの内容、そして、非常にこれは含み益がある株価であると、そういうことによって、郡上市が株主として、何かのときにそういう株主としての力を発揮されて、そういうところからのお金の、どこどこへのこういう増資とか、どこどこへのこういう協力とか、そういうところの目安になってくるわけなんで、我々もそういうことを知り得ておくことによって、そうした施策が、今後、つくっていきやすいかということも思うわけです。載せてだめならだめなんだと思うんですけども、ぜひ載せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁。

監査委員。

○郡上市代表監査委員（大坪博之君） 今、山川議員の御指摘がありました。今後、このことについて検討していきたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（渡辺友三君） そのほか、よろしいですか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 日程43、議報告第9号につきましては、これにて議了いたします。

11月24日までに受領いたしました請願、陳情は、お手元に配付してございます文書表のとおり、産業建設常任委員会・文教民生常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただきましてありがとうございました。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

（午後 1時50分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄